

令和6年10月18日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期限
I-184	多国間会合開催に係る会議準備及び運営業務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	令和6年12月10日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時 令和6年11月11日（月）10：30
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免 除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、代金の精算に関する特約条項
11. そ の 他
- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
 - (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
 - (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
 - (4) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和6年11月1日（金）12：00までに提出しなければならない。
 - (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和6年11月7日（木）までに、下記担当者必着分を有効とする。
 - (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
 - (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 （庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線 20824

仕 様 書		
件 名	多国間会合開催に係る会議準備及び運營業務	作 成 年 月 日
		令和6年10月16日
		防衛政策局インド太平洋地域参事官付

1 総則

この仕様書は、インドネシア共和国ジャカルタ市内で実施する「海洋協力及び連結性会議」（以下「海洋会議」という。）開催にあたっての多国間会合開催に係る会議準備及び運營業務（以下「本業務」という。）について規定する。

2 目的

海洋会議は、令和5年11月のASEAN国防相会議（ASEAN Defence Ministers' Meeting：ADMM）において採択された「防衛の視点からのインド太平洋に関するASEANアウトロック（AOIP）の実施」に関するコンセプトペーパーに基づき、インドネシア国防省と日本国防衛省が初めて共催するもの。

ASEAN加盟国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）、プラス国（豪州、中国、インド、日本、ニュージーランド、韓国、ロシア、米国）、東ティモール、インドネシアに所在するASEAN事務局、太平洋島嶼国（クック諸島、フィジー、キリバス、マーシャル諸島、ミクロネシア、ナウル、ニウエ、パラオ、パプアニューギニア、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ）、フィジーに所在する太平洋諸島フォーラム（Pacific Islands Forum：PIF）事務局、インド太平洋地域に関するビジョン等を有する欧米諸国等（カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、英国、EU）の国防・安全保障当局から局長級の代表者をインドネシア（ジャカルタ）に招き、共通の課題対処及び海洋協力の拡大をテーマとした意見交換を実施することを通じ、防衛・安全保障当局間の関係構築を目指すもの。また、第8回日ASEAN防衛担当大臣会合において防衛大臣から提示した「防衛協力強化のための日ASEAN大臣イニシアティヴ：ジャスミン（Japan-ASEAN Ministerial Initiative for Enhanced Defense Cooperation：JASMIN）」の第4の柱であるASEAN・日本・太平洋島嶼国の連携に寄与し、インド太平洋地域に連携・連帯をもたらし、地域の安全保障体制の強化に寄与することを目的とする。

我が国は、太平洋島嶼国及びPIF事務局から局長級の代表者（以下、「被招へい者」という）を海洋会議に招へいする。

3 日程

実施日	時間	実施内容	備考
令和6年 ～12月2日 (月)	～21:00	被招へい者インドネシア（ジャカルタ）到着 (各国空港→ジャカルタ)	
12月3日 (火)～4日 (水)	09:00～ 21:00	海洋会議	
12月5日 (木)～		被招へい者帰国 (ジャカルタ→各国空港)	

4 被招へい者

太平洋島嶼国 14 か国の国防・安全保障当局と P I F 事務局の局長級代表者 15 名
被招へい者の情報は、契約後に官側から提供する。

5 役務内容

別紙第 1 の内容に基づき、必要な手配等を行うこと。

6 契約相手方の条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- a) 観光庁長官又は都道府県知事による旅行業の登録を受けていること（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条及び第 67 条参照）。
- b) 旅行業法第 12 条の 11 第 1 項に規定する旅程管理業務（旅行者に同行して行うものに限る。）を行うことができる添乗員（以下「旅程管理添乗員」という。）を同行させることができる体制が確保されていること。

7 役務実施に当たっての留意事項

本業務が防衛省の委託により実施される事業であることを十分に踏まえ、契約相手方は、その遂行に当たり、官側の指示・監督に従い実施すること。

8 情報保全

契約相手方は、本業務の履行に当たり知り得た事項について守秘義務を負い、その効力は契約終了後も継続すること。

9 その他の指示事項

9. 1 貸付品

契約相手方は、本業務の実施に必要な官側の保有する資料等について、官側と細部を協議の上、無償で借受け又は閲覧することができる。

9. 2 官側における支援

契約相手方は、本業務の実施に当たり官側の支援を必要とする場合には、官側と調整の上、官側が必要と認めた事項について無償で支援を受けることができる。

9. 3 所有権及び著作権

この仕様書により作成した成果物等に関する全ての所有権及び著作権は、官側に帰属すること。ただし、成果物等の中で使用している資料等のうち、契約相手方が本業務の契約以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。

9. 4 役務に従事する者の申請

契約相手方は、本業務に従事する者について、業務従事者名簿を契約後速やかに作成、官側に提出し、承認を得るものとする。本業務に従事する者の追加、変更等が生じた場合には、遅滞なく承認を得るものとする。

9. 5 第三者の従事

契約相手方は、本業務に第三者を従事させる必要がある場合には、あらかじめ当該第三者の事業者名等を届け出なければならない。

9. 6 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律等の遵守

調達物品が、特定調達品目（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 5 年 12 月 2

2日変更閣議決定)」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

10 確認及び検査

10.1 役務完了の確認

契約相手方は、役務完了時、防衛省防衛政策局インド太平洋地域参事官付支出負担行為担当官補助者の確認を受けるものとする。

10.2 検査

検査については、本仕様書に基づき、支出負担行為担当官補助者等が実施する。

11 その他

本業務において、業務終了後精算とするものについては別紙第2のとおりとする。

この仕様書に疑義が生じた場合、支出負担行為担当官等と協議すること。

適合条件

1 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- (1) 観光庁長官又は都道府県知事による旅行業の登録を受けていること（旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条及び第67条参照）。
- (2) 旅行業法第12条の11第1項に規定する旅程管理業務（旅行者に同行して行うものに限る。）を行うことができる添乗員を同行させることができる体制が確保されていること。

2 提出書類

1の条件を満たすことが客観的に示されているもの（形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする。）。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

3 提出部数

1部

4 提出期限

11月1日（金）12：00

業務内容

1. 全般事項

- (1)参加者の宿舎（ホテル）を海洋会議を実施する会場と同一で手配すること。細部については、「2. 具体的な業務」に示す。
- (2)役務内容実施に必要な各種サービスを手配すること。細部については、「2. 具体的な業務」に示す。

2. 具体的な業務

2.1 官側等との打ち合わせ

契約相手方は、以下の項目を踏まえ、官側等と打ち合わせを実施すること。

- (1)契約相手方は、官側（及び必要に応じ、本業務の実施に係る施設等）と打合せを実施し、本業務の実施に万全を期すること。
- (2)官側との打ち合わせは、防衛省（東京都新宿区市ヶ谷本村町 5 - 1）において実施するものとし、契約相手方の派遣者数は 1 名以上、実施回数は 11 月 29 日（金）までに 1 回（日程別途調整）を基本とする。

2.2 宿舎の手配

契約相手方は、以下の事項について、本会合を実施するために必要な手配をすること。

- (1)共催国であるインドネシア国防省が指定するインドネシア共和国ジャカルタ市内の海洋会議会場と同一会場の宿舎（ホテル）を手配すること。インドネシア国防省が指定する宿舎（ホテル）が確保できない場合は、官側と協議すること。
- (2)宿泊部屋（要ライティングデスク、インターネット回線、1 室 3 2 m²以上）を 1 2 月 2 日（月）チェックインかつ 1 2 月 5 日（木）チェックアウトの 3 泊分手配できること。但し、参加者の来日・出国日時によっては前泊・後泊分も確保すること。手配にあたっては、官側と調整しつつ、参加者又は参加国側の連絡調整担当者との必要な連絡調整を行うこと。また、被招へい者のジャカルタへの到着日において、宿泊施設への到着時間が、宿泊施設の定めるチェックイン時間より早い場合はアーリー・チェックインを含めて積算すること。また、帰国日の航空便の出発時刻に応じて官側と調整のうえレイト・チェックアウトを手配すること。
- (3)宿泊料は、サービス料及び朝食込みで積算すること。
- (4)ホテルのキャンセルポリシーの範囲で、不要となった部屋分については、キャンセルが可能なこと。

2.3 航空券の手配

被招へい者の航空券をエコノミークラス上限 1 5 名分（空港施設使用料、航空保険料、燃油サーチャージ、現地空港税等を含む）で手配すること。なお、参加者によっては、1 2 月 2 日（月）に到着する便がない場合、及び 5 日（木）に出国する便がない場合は官側と調整のうえ直近の便を手配すること。また、最適な乗り継ぎ便で手配すること。

航空券の手配、乗り継ぎ地での宿泊手配等にあたっては、各国参加者情報を官側から入手して以降は直接参加国と調整を行うこと。及び、キャンセルや日程変更が可能なチケットを購入すること。航空券の手配に係る費用については後日実費精算するため、一律計上すること。（※別紙第 2 参照）

(1)往路：令和 6 年 1 2 月 2 日（月） ジャカルタ着

(2)復路：令和 6 年 1 2 月 5 日（木） ジャカルタ発

(3)搭乗者：

トンガ、パプアニューギニア、クック諸島、キリバス、マーシャル諸島、ミクロネシア、ナウル、ニウエ、パラオ、サモア、ソロモン諸島、ツバル、バヌアツから各 1 名エコノミークラス、フィジーから 2 名エコノミークラス

2.4 乗り継ぎ地における手配等

乗り継ぎ地において宿泊等が必要な場合は、その手配を行うこと。

(1)宿泊者が健康不安を訴えるような場合にも迅速な対応が可能な宿舎とし、宿泊には朝食の提供が含まれていることとする。シングルルーム（要ライティングデスク、高速インターネット回線、1 室 1 8 m²以上）又はダブルルーム相当（要ライティングデスク、高速インターネット回線、1 室 2 6 m²以上）の部屋を手配すること。乗り継ぎ地の宿泊の手配に係る費用については後日実費精算するため、一律計上すること。（※別紙第 2 参照）

(2)宿泊施設は、乗り換えを行う空港近郊とし、食事を提供することができる施設（レストラン等）を施設内に併設していること。

(3)空港と宿泊施設との移動については、必要に応じてホテル/空港間の送迎を手配するとともに、セnder（誘導員）を配置すること。（※乗り継ぎ地の送迎の手配及びセnderの配置については精算項目とする。別紙第 2 参照）

以上

精算品目一覧表

(税別)

番号	業 務 名	上限単価 (単位：円)		上限数量	備考
1	宿舎	1 泊	—	4 5 泊	数量の精算
2	アーリーチェックイン	1 回	—	1 5 回	数量の精算
3	レイトチェックアウト	1 回	—	1 5 回	数量の精算
4	エコノミー航空券 (フィジー)	2 席	—	2 席	金額の精算 (実費精算)
5	エコノミー航空券 (PNG)	1 席	—	1 席	金額の精算 (実費精算)
6	エコノミー航空券 (トンガ)	1 席	—	1 席	金額の精算 (実費精算)
7	エコノミー航空券 (クック)	1 席	—	1 席	金額の精算 (実費精算)
8	エコノミー航空券 (キリバス)	1 席	—	1 席	金額の精算 (実費精算)
9	エコノミー航空券 (マーシャル諸島)	1 席	—	1 席	金額の精算 (実費精算)
10	エコノミー航空券 (ミクロネシア)	1 席	—	1 席	金額の精算 (実費精算)
11	エコノミー航空券 (ナウル)	1 席	—	1 席	金額の精算 (実費精算)
12	エコノミー航空券 (ニウエ)	1 席	—	1 席	金額の精算 (実費精算)
13	エコノミー航空券 (パラオ)	1 席	—	1 席	金額の精算 (実費精算)
14	エコノミー航空券 (サモア)	1 席	—	1 席	金額の精算 (実費精算)
15	エコノミー航空券 (ソロモン諸島)	1 席	—	1 席	金額の精算 (実費精算)
16	エコノミー航空券 (ツバル)	1 席	—	1 席	金額の精算 (実費精算)
17	エコノミー航空券 (バヌアツ)	1 席	—	1 席	金額の精算 (実費精算)
18	経由地での宿泊費	1 式	1, 530, 000	1 式	金額の精算 (実費精算)
19	経由地での送迎手配及びセンドーの配置	1 式	770, 000	1 式	金額の精算 (実費精算)

航空券基準額（1人あたり）

番号	出国地	到着地	基準額（単位：円）
1	PNG	インドネシア（ジャカルタ）	697,800
2	ソロモン諸島	インドネシア（ジャカルタ）	693,260
3	フィジー	インドネシア（ジャカルタ）	365,300
4	バヌアツ	インドネシア（ジャカルタ）	680,830
5	キリバス	インドネシア（ジャカルタ）	772,350
6	ミクロネシア	インドネシア（ジャカルタ）	755,630
7	パラオ	インドネシア（ジャカルタ）	899,730
8	マーシャル諸島	インドネシア（ジャカルタ）	884,550
9	ナウル	インドネシア（ジャカルタ）	687,560
10	サモア	インドネシア（ジャカルタ）	527,660
11	トンガ	インドネシア（ジャカルタ）	526,160
12	クック諸島	インドネシア（ジャカルタ）	549,010
13	ツバル	インドネシア（ジャカルタ）	548,610
14	ニウエ	インドネシア（ジャカルタ）	585,500